

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成27年5月29日から同年7月28日までのものは、平成27年7月29日をもって満了するものとする。

記

鹿児島県熊毛郡屋久島町口永良部島

平成27年6月4日

九州運輸局
鹿児島運輸支局長